

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年10月2日

10:00～11:30

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名

労働者代表委員 2名

使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県自働車(新車)小売業最低賃金の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、

前回申し立てた額について、更に歩み寄っていきたい

引き上げの金額は2円を主張したい。金額の根拠は消費者物価指数を考慮したものである

コロナ禍でも、労働者の最低限の生活を維持することが大切であると考えるとの主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

4～8月の売り上げについて、全国の数字では対前年比75%、福岡県では76%、8月に限ると全国は84%、福岡は87%である

企業としては、売り上げが対前年比100%を割る中では、賃金改定は難しいと言わざるを得ない。

との主張がなされた。

公益委員が全会一致を目指して、公労使による協議を重ねた結果、全会一致でプラス1円の引上げ、改正額を1時間941円とする答申となった。

今後は、10月2日付けで異議申出公示を行い、10月17日までの間で異議申出を受け付けるとともに、異議申出がなければ、12月10日に発効する予定となる。